

寄居町選挙公報発行条例の一部改正 選挙公報発行条例の改正案は 賛成少数で否決

議員の請求により臨時会が招集され、諸報告に続き、選挙公報発行条例の一部改正について審議しました。この議案は、8月の町長選挙で、選挙公報の掲載文に虚偽記載があったことから、選挙公報の掲載文の申請を厳格にするため、規定の整備（虚偽事項を記載しない）旨を明記すること）をしたという理由で議員提案されたものです。活発な討論が行われ、審議の結果、**賛成少数で否決**しました。

反対
討論
事実確認があいまい。常識的に申し合わせればよい

佐野千賀子議員

この条例改正の提案理由として、過日行われた町長選挙の際、1候補の選挙公報に虚偽記載があったことが挙げられているが、事実確認証明があいまいなうえ、県知事からの抗議文は2候補に出されているとのことだった。

また、虚偽事項の公表罪については、上位法で罰則も定められていることから、全国ほとんどの自治体が条例には入っていないとのこと。寄居町議会としては、「常識的に虚偽記載はしない」ということを申し合わせるというところから、反対する。

賛成
討論
信頼の回復は議会の責務

岡本安明議員

初めての選挙公報に虚偽事項を表示した候補者がいたことは、選挙公報の品位を損なうばかりか、町民からの信頼を著しく失墜させた。

議会では、寄居町選挙公報発行条例の請願、そして条例の制定について全員一致で採択している。

信頼の回復は議会の責務である。そのためには、寄居町選挙公報発行条例の一部を改正することがどうしても必要であることを確認し、賛成する。

請願…寄居町選挙公報発行条例および規程の改正、見直しについて 賛否同数、議長裁決で不採択

この請願は、7月27日告示の寄居町町長選挙で選挙公報に虚偽記載があったことを受け、「今後信頼のおける公報が発行されるよう、寄居町選挙公報発行条例に虚偽記載を禁止する文言を入れ、同条例及び規定を再点検し、見直し、必要に応じて改正すること。また、県知事名推薦文が掲載発行された経緯の調査をすること」等を求めるものです。

付託された総務経済常任委員会では審査の結果、**賛成少数で不採択**。続く本会議での審議の結果、**可否同数による議長裁決により不採択**となりました。

反対
討論
ほかのビラ等についてもモラルを持って

佐藤理美議員

町民の声には新町長への期待とともに、一日も早く前に進んでほしいとの切実な声も多くある。町長選の配布物は、選挙公報だけではなかったと考える。今後は選挙公報以外のビラ等についても候補者自身がモラルを持ち、発行されることを多くの町民が要望している。

すでに結論は出された

稲山良文議員

この請願に関する虚偽記載

賛成
討論
2608名の町民の声、受け止めるべき

岡本安明議員

選挙公報が間違った使われ方をしたら議会の責任において正していくべきで、二度と繰り返してはならない。寄居町議会の浄化作用、モラルが町民に試されるときだ。議会にできることは町民の声を真摯に受け止め、一日も早い町民の信頼の回復に努めることだと思つ。

賛成
討論
議会の良識を示すため、条例の見直しを

坂本建治議員

虚偽事項の掲載があっても、選挙管理委員会に特別な権限がない現状では、公平公正な選挙が確保できない。今こそ選挙管理委員会を選任している議会の責任において条例及び規定を見直し、選挙管理委員会のあり方を確定し、今後の選挙公報の発行には、意義と信頼性が高まるようにしなければならぬ。

賛成
討論
議会は継続して審議し、十分な討論を

田母神節子議員

初めて出た選挙公報に虚偽記載があったことは許せない。経緯の調査が、どのような方法で